

意見書案第 13 号

道路整備事業の補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月22日

福岡市議会

議長 川上晋平様

提出者 福岡市議会議員

津田信太郎

古川清文

山口剛司

近藤里美

大森一馬

今林ひであき

とみなが正博

田中丈太郎

稲員稔夫

福田まもる

三角公仁隆

道路整備事業の補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であることから、市民の安全・安心を確保するとともに、人流・物流などの経済活動を支えるストック効果の高い道路整備が着実に推進される必要があります。

「平成29年7月九州北部豪雨」による災害では、尊い人命が奪われ、いたる所で道路が寸断し、孤立集落が発生しました。現在、復旧・復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいますが、いまだ安全な通行が確保されていない区間もあり、救援・救助活動等を通して、改めて道路の大切さを認識させられました。

一方、本市の道路整備においては、市民生活の安全・安心を確保するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人が安全で快適に利用できるための道路のバリアフリー化、都心部や市民生活の核となる拠点などの機能強化を支える道路整備などを進めていますが、いまだ十分であると言えない状況であり、その整備推進は喫緊の課題です。

現在、道路整備事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされていますが、このかさ上げ規定が平成29年度までの時限措置となっています。

緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化、生活道路の安全対策など市民生活の安全・安心を確保する道路整備を進めているこの時期における補助率等の低減は、本市の成長に大きな足かせとなり、活力の低下が危惧されます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
国土交通大臣 宛て

議長 名